

4 補装具・日常生活用具

●補装具費（交付・修理）の支給

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って日常生活を容易にするために次の補装具費の交付と修理を行っています。利用者負担は1割負担（所得に応じて一定の負担上限あり、非課税世帯は無料）です。

※購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

対象	種目
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器
肢体不自由者（児）	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、多脚づえ、ワイドストラップクラッチ、カデリアソクラッチ）、座位保持装置、重度障害者用意志伝達装置
	※児童のみ対象 排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具

<申請から支給までの流れ>（18歳以上の場合）

- ①福祉課へ相談してください。
- ②指定医師の意見書・見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。
- ③埼玉県総合リハビリテーションセンターへ判定依頼をします。
- ④県から町へ判定結果が送付され次第、町から業者に支給券を送付します。
- ⑤業者は装具を製作し、本人に納入します。受け取ったら支給券署名押印してください。
- ⑥業者が町へ代金を請求し、町は業者へ支払をします。

※児童の場合は、育成医療機関で作成された補装具費支給（修理）意見書により、市町村が支給決定します。

<申請の手続きに必要なもの>

- ① 身体障害者手帳②見積書（業者から取り寄せたもの）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、重度障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行います。障害の等級によって給付・貸与が異なります。利用者負担は1割負担（所得に応じて一定の負担上限あり、非課税世帯は無料）です。給付対象要件に該当しなくても、医師の意見書があれば給付できる場合があります。

※購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

○視覚障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
もうじんようときい 盲人用時計	音声で時間がわかる時計や触って時間を確認できる時計	視覚障害1級・2級で、18歳以上（音声式は、触覚に障害がある等で触読式の使用が困難な場合に限る）	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
もうじんようたいおんけい 盲人用体温計	音声式体温計	視覚障害1級・2級、学齢児以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000円	5年
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	音声式体重計	視覚障害1級・2級、18歳以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18,000円	5年
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害1級・2級、知的障害㊤・A、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500円	8年
じどうしょうかき 自動消火器	消火液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700円	8年
でんじちょうりき 電磁調理器	使いやすい視覚障害者用IH調理器等	視覚障害1級・2級、知的障害㊤・A、18歳以上の方	41,000円	6年
しかくしょうがいしゃよう 視覚障害者用 かくだいとくしよき 拡大読書器	画像や文字を拡大してモニターに映し出せる	視覚障害児・者で、この装置により文字等を読むことが可能になる方	198,000円	8年
てんじとしょ 点字図書	点字で作成された本	点字により情報を入力している視覚障害者	点字図書価格	—

てんじ 点字タイプライター	点字を打つことができるタイプライター	視覚障害１級・２級、学齢児以上で、就学就労している方（見込み含む）	63,100 円	５年
てんじき 点字器	点字を打つことができる器具	視覚障害１級・２級で、学齢児以上	10,712 円	７年
しかくしょうがいしゃよう 視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等で操作ボタンがわかり、デジタル方式等で記録された図書が再生できる機器。録音機能付きも可	視覚障害１級・２級で、学齢児以上	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	６年
しかくしょうがいしゃよう 活字文書読み上げ装置	特殊なバーコードのついた書類内容を読み上げることができる	視覚障害１級・２級で、学齢児以上	99,800 円	６年
じょうほう・つうしんしえん 情報・通信支援ソフト	入力文字音声化ソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	視覚障害１級・２級で、学齢児以上	100,000 円	５年
てんじ 点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を、点字等により示すことのできる機器	１８歳以上、視覚障害１級・２級かつ聴覚障害２級の重度重複障害者で、必要性が認められる方	383,500 円	６年
ほこうじかんえんちよう 歩行時間延長信号機用小型送信機	盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする機械	視覚障害１級・２級で学齢児以上	7,000 円	10 年
しかくしょうがいしゃよう 視覚障害者用誘導装置	音声で目的物（位置）等の確認ができる	視覚障害児・者で、音声による誘導を必要とする方	56,000 円	10 年
しかくしょうがいしゃよう 音声ＩＣタグレコーダー	特殊印刷されたシールに録音機で音声を録音するとシールに触れる度に再生できる。（アイペン等）	視覚障害１級・２級で、１８歳以上	21,000 円	６年
ち 地デジ対応ラジオ	地上波デジタル放送の受信が可能なもの	視覚障害児・者で学齢時以上	29,000 円	５年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

ちようかくしょうがいしゃ む ようぐ
○ 聴 覚 障 害 者 向 け 用 具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害 1 級・2 級、知的障害㊤・A、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500 円	8 年
じどうしょうかき 自動消火器	消火液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700 円	8 年
もじほうそう 文字放送ラジオ	FM 文字多重放送の受信ができる	聴覚障害児・者で文字による情報を必要とする方	23,000 円	5 年
てんじ 点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を、点字等により示すことのできる機器	18 歳以上で、聴覚障害 2 級かつ視覚障害 1 級・2 級以上の重度重複障害者で必要性が認められる方	383,500 円	6 年
ちようかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 おくないしんごうそうち 屋内信号装置	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できる	聴覚障害 2 級、18 歳以上で、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400 円	10 年
けいたいようしんごうそうち 携帯用信号装置	送信機と受信機の 1 組で、送信機による合図が触覚等により知覚でき、携帯可能なもの	聴覚障害児・者で視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない方	18,000 円	10 年
ちようかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 つうしんそうち 通信装置	ファックス	聴覚障害児・者、又は発声・発語に著しい障害を有する方でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる方	71,000 円	5 年
ちようかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 じょうほうじゅしんそうち 情報受信装置	字幕放送や手話通訳付放送をテレビに受信できるようになる機器	聴覚障害児・者でこの装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900 円	6 年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

おんせい げんご しょうがいしゃ む ようぐ
○音声・言語障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
けいたいようかいわほしよ 携帯用会話補助 そうち 装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者で発声・発音に著しい障害を有する方	98,800 円	5 年
ちょうかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 つうしんそうち 通信装置	ファックス	聴覚障害児・者、又は発声・発音に著しい障害を有する方でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる方	71,000 円	5 年
じんこういんどう 人口咽頭	笛式：呼吸によりゴム等の膜を振動させ、構音化する 電動式：顎下部等にあてた電動版を駆動させ、構音化する	咽頭摘出により、音声・言語機能を喪失した方	笛式 5,150 円 電動式 72,203 円	4 年 5 年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

へいこう きのうしょうがいしゃ む ようぐ
○平衡機能障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
ていじじょう ぼうじょう Ｔ字状・棒状つ え	歩行補助杖の中でもＴ字状又は一本杖タイプ	平衡又は下肢の機能に障害を有する身体障害児・者	木製 2,266 円 軽金属製 3,090 円	3 年
いどう いじょうしえん 移動・移乗支援 ようぐ 用具	手すり、スロープ等の転倒予防、立ち上がり動作補助、段差解消等を目的とした器具で、設置に住宅改修を伴わないもの	3 歳以上、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者で、家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000 円	8 年
どうぶほごぼう 頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を守る	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある知的障害児・者	革・スポンジ製 12,768 円 革・スポンジ・プラスチック製 30,870 円	3 年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

じょう し き のうしょうがいしゃ む ようぐ
○上肢機能障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害１級・２級、知的障害㊤・Ａ、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500 円	８年
じどうしょうかき 自動消火器	消火液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700 円	８年
とくしゅべんき 特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出せるもので、設置に住宅改修を伴わないもの	上肢障害１級・２級で学齢児以上の方、知的障害㊤・Ａで訓練を行っても自ら排便の処理困難な方 上肢が不自由な難病患者	便座型 122,800 円 便器一体型 151,200 円	８年
じょうほう つうしんしえん 情報・通信支援用具	インテリキー（大型キーボード）、ジョイスティック等パソコン周辺機器	上肢機能障害１級・２級、学齢児以上の方	100,000 円	６年
けいたいようかいわほじょ 携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する装置	学齢期以上で、音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者で発声・発音に著しい障害を有する方	98,800 円	５年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

か し たいかん き のうしょうがいしゃ む ようぐ
○下肢・体幹機能障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害１級・２級、知的障害㊤・Ａ、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500 円	８年
じどうしょうかき 自動消火器	消化液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700 円	８年
とくしゅしんだい 特殊寝台	腕・脚等の訓練器具がついた介護ベット	下肢又は体幹機能障害１級・２級以上の方 寝たきり状態にある難病患者	154,000 円	８年

とくしゅ 特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染防止等の機能があるマットレス	知的障害㊤・Aの方、3～17歳は下肢又は体幹機能障害1級・2級、18歳以上は下肢又は体幹機能障害1級の方 寝たきり状態にある難病患者	19,600 円	5 年
とくしゅにようき 特殊尿器	尿が自動的に吸引される器具	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級で、学齢児以上の方 自力排尿出来ない難病患者	67,000 円	5 年
にゅうよくたんか 入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる器具	下肢又は体幹機能障害1級・2級で、3歳以上（入浴にあたって介護を要する方）	82,400 円	5 年
たいいへんかんき 体位変換器	介護者が障害者の体位を変換させるために使う器具	学齢児以上、下肢又は体幹機能障害1級・2級で、下着交換等にあたって介助を要する方 寝たきり状態にある難病患者	15,000 円	5 年
いどうよう 移動用リフト	介護者が障害者を移動させるためのリフト（天井走行型、住宅改修が必要なものを除く）	下肢又は体幹機能障害1級・2級で、3歳以上の方 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	159,000 円	4 年
くるまいすようたんさ 車椅子用段差 しょうこうき 昇降機	車椅子に乗ったままの状態での昇降ができるもの	常時車いすを使用する身体障害児・者	260,000 円	6 年
くんれん い す 訓練椅子 (児のみ)	テーブルのついた座位保持訓練用のいす	下肢又は体幹機能障害1級・2級で、3～17歳	33,100 円	5 年
くんれんよう 訓練用ベット	腕や脚の訓練ができる器具を備えたベット	下肢又は体幹機能障害1級・2級で、3～17歳 同等の障害のある難病患者	159,200 円	8 年

にゅうよくほじょうようぐ 入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる器具	下肢又は体幹機能障害の3歳以上、入浴に介助を要する方 入浴に介助を要する難病患者	90,000 円	8 年
べんき 便器 (てすり と つけ 手摺取り付け か 可)	和式便器の上に設置する簡易設置型 洋式トイレ	下肢又は体幹機能障害1級・2級で、学 齡児以上 常時介助を要する難 病患者	4,450 円	8 年
とうぶほごぼう 頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を守る	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する 知的障害児・者	革・ｽﾍﾟｯｼｭ 製 12,768 円 革・ｽﾍﾟｯｼｭ・ﾌﾟﾗ ｽﾁｯｸ材 30,870 円	3 年
ていーじじょう ぼうじょう Ｔ字状・棒状 つえ	歩行補助杖の中 でもＴ字状又は一本 杖タイプ	平衡又は下肢の機能に障害を有する身体 障害児・者	木製 2,266 円 金属 3,090 円	3 年
けいたいよう 携帯用 かいわほじょうそうち 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する装置	学齡期以上で、音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者で発声・発音に著しい障害を有する方	98,800 円	5 年
いどう いじょうしえん 移動・移乗支援 ようぐ 用具	手すり、スロープ等の転倒予防、立ち上がり動作補助、段差解消等を目的とした器具で、設置に住宅改修を伴わないもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者の3歳以上で、家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000 円	8 年
かみ 紙おむつ等	紙おむつ（ストマを造設している方で、右のどれかに該当する場合に、ストマの代わりに給付するもの）	以下のいずれかに該当し、医師の意見書により紙おむつ等が必要と判断された方 ① ストマ周辺の著しい皮膚のびらんやストマ変形のためストマ装置ができない場合。又は二分脊椎による排尿機能障害がある場合。	12,000 円／月	—

		② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により身体障害者手帳 2 級以上で、排尿排便の意思表示が困難な場合。		
きょたくせいかつどうさ 居宅生活動作 ほじょようぐ 補助用具	小規模な住宅改修（手すりの取り付け、段差解消、床材の変更、引き戸等の扉取り付けなど）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害児・者であって障害等級 1 級・2 級・3 級で、学齢児以上。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢 2 級以上の方、下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	200,000 円	—

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

ないぶ きのうしょうがいしゃ む ようぐ
○内部機能 障 害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害 1 級・2 級、知的障害㊤・A、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500 円	8 年
じどうしょうかき 自動消火器	消化液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700 円	8 年
ネブライザー	霧状にして吸い込むタイプの薬を服用するための器具	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度で、学齢児以上 呼吸器機能に障害がある難病患者	36,000 円	5 年
でんきしき 電気式たん きゅういんき 吸引器	介助者が障害者のたんを吸引するための器具	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度で、学齢児以上 呼吸器機能に障害がある難病患者	56,400 円	5 年

さんそ 酸素ボンベ うんぱんしゃ 運搬車	酸素ボンベを乗せる台車	医療保険における在宅酸素療法を行っている方	17,000 円	10 年
とうせきえきかしつき 透析液加湿器	透析液を加湿し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で、3歳以上の方	51,500 円	5 年
どうみやくけちゅうさんそ 動脈血中酸素 ほうわどそくていき 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を持ち、簡単に使用できるもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500 円	5 年
人工呼吸器用自家発電機	電力供給が途絶えた時などに発電を行うもの	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	100,000 円	5 年
外部バッテリー (充電器、インバーターを含む)	電力供給が途絶えた時などに使用する予備電源	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	50,000 円	5 年
ストマ ^{ようそうぐ} 用具	人口肛門や人口ぼうこうに取り付ける器具 紙おむつは、ストマを造設している方で、右のどれかに該当する場合に、ストマの代わりに給付するもの	ストマ造設者	蓄尿袋 11,639 円 蓄便袋 8,858 円	—

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

ち てきしょうがいしゃ む ようぐ ○知的障害者向け用具

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
とくしゅ 特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染防止等の機能があるマットレス	知的障害㊤・Aの方、3～17歳は下肢又は体幹機能障害1級・2級、18歳以上は下肢又は体幹機能障害1級の方 寝たきり状態にある難病患者	19,600 円	5 年

とうぶほごぼう 頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を守る	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害でんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者	革・スポンジ製 12,768 円 革・スポンジ・プラスチック材 30,870 円	3 年
とくしゅべんき 特殊便器	温水温風を出せるもので、設置に住宅改修を伴わないもの	上肢障害 1 級・2 級で学齢児以上の方、知的障害㊤・Aで訓練を行っても自ら排便の処理困難な方 上肢が不自由な難病患者	151,200 円	8 年
かさいけいほうき 火災警報器	音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせる	身体障害 1 級・2 級、知的障害㊤・A、学齢児以上で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方※	15,500 円	8 年
じどうしょうかき 自動消火器	消化液を自動的に噴射し、初期火災を消火する		28,700 円	8 年
でんじちょうりき 電磁調理器	使いやすい IH 調理器等	視覚障害 1 級・2 級、知的障害㊤・Aで 18 歳以上の方	41,000 円	6 年

※ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方に限ります。

○その他状態によるもの

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
トイレチェアー	椅子状で、座ったまま排便できる	頸髄損傷により、通常の便座で座位を保てない方	81,000 円	5 年
くるまいすようだんさ 車椅子用段差 升降機	車椅子に乗ったままの状態での昇降ができるもの	常時車いすを使用する身体障害児・者	260,000 円	6 年
しゅうにようき 収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもの 普通型（ゴム製採尿袋付） 簡易型（ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付）	脊髄損傷等の為尿失禁を伴い又は尿路変更を行った障害児・者	8,755 円	3 年

＜申請から支給までの流れ＞

- ①福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べします。
- ②見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。その後、町から業者へ給付券を送付します。
- ③業者は本人に品物を納入します。受け取ったら給付券に署名押印し、自己負担（１割）をお支払いください。
- ④業者が町へ９割の代金を請求し、町は業者へ支払いをします。

＜申請の手続きに必要なもの＞

- ① 手帳 ②見積書（業者から取り寄せたもの）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：６２－０７１６

●しょうにまんせいとくていしつぺいじにちじょうせいかつようぐ小児慢性特定疾病児きゅうふ日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

＜種目＞ 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、
特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベ
スト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー

＜申請から支給までの流れ＞

- ① 福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べします。
- ② 見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。その後、町から業者へ給付券を送付します。
- ③業者は本人に品物を納入します。受け取ったら給付券に署名押印し、自己負担（収入に応じた額）をお支払いください。
- ④業者が町へ自己負担額を指引いた代金を請求し、町は業者へ支払いをします。

＜申請の手続きに必要なもの＞

- ① 手帳 ②見積書（業者から取り寄せたもの）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：６２－０７１６